

平成20年度

社会保険事業計画

(案)

社会保険庁

目 次

	頁
I. 事業運営方針 -----	1
II. 実施計画 -----	5
1. 年金記録問題への対応 -----	7
2. 適用事務に関する事項 -----	9
3. 保険料等収納事務に関する事項 -----	15
4. 保険給付事務に関する事項 -----	21
5. 社会保険オンラインシステムの見直し -----	24
6. 広報、情報公開、相談等に関する事項 -----	26
7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項 -----	31
8. 業務全般に関する事項 -----	37
9. 全国健康保険協会への移行に関する事項 -----	44
10. 日本年金機構の設立準備等 -----	46
III. 月次計画 -----	47
(1) 新規事業計画 -----	49
(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画 -----	54
(3) 会議計画 -----	57
(4) 広報計画（本庁実施分） -----	58
(5) 監察等計画 -----	59
(6) 研修計画 -----	60
(7) 保険局・年金局・地方厚生局関係 -----	65
IV. 付属参考資料 -----	67

I. 事業運営方針

事業運営方針

【年金記録問題への対応】

まず、公的年金の加入・納付記録に関し、国民の皆様にも多大なご心配をおかけし、公的年金制度への信頼を揺るがしかねない状況を招いていることについて、深くお詫び申し上げます。

平成20年度においては、この年金記録問題の対応について、平成19年7月に政府・与党で決定した方針に基づき、社会保険庁として職員一丸となって全力を挙げて取り組み、国民の制度・組織への信頼の回復を図っていく。

1. 基礎年金番号への記録の統合関係

- ①すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）
- ②「5000万件」の記録の内容の解明
- ③「1430万件」及び「36万件」への対応
- ④いわゆる無年金者の方への記録問題に関するお知らせ
- ⑤厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ
- ⑥共済過去記録の基礎年金番号への統合
- ⑦基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

2. 相談関係

- ・「ねんきん特別便」送付に伴う年金相談体制の拡充

3. コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ

4. その他

- ・年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

【新組織への移行準備】

一方、平成19年6月、日本年金機構法が成立し、社会保険庁は、平成22年に廃止され、新たに公的年金の事業運営を担う「日本年金機構」を設立することとなった。

また、これに先立ち、平成18年に成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、本年10月には、政府管掌健康保険の運営が社会保険庁から切り離され、これを担う全国健康保険協会が発足する。さらに、同月には、保険医療機関の指導監督等業務が地方厚生（支）局に移管される。

これら新たな組織が、意欲と能力のある人材によって構築され、確実な業務運営によりその責任をしっかりと果たす、国民に信頼される組織となるよう、その設立に向けた準備を鋭意進める。

【業務改革及びシステムの刷新】

また、平成16年より、「緊急対応プログラム」や「業務改革プログラム」等に基づき、各般の業務改革を実施してきたところであるが、全国健康保険協会及び日本年金機構の設立に向けて、社会保険の業務をできる限り高いレベルに引き上げるとともに、これら新法人における組織・業務運営が円滑に行えるよう、

- ・業務方法の見直し
- ・業務マニュアルの一層の整備
- ・業務の集約化の推進

に精力的に取り組むなど、更なる業務改革を進める。

社会保険オンラインシステムの刷新については、社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づいて、計画的に取り組を進める。

【業務の適正かつ重点的な実施】

昨年には、厚生年金・健康保険の保険料の徴収に係る不適正事務処理が明らかとなった。

不正防止対策の充実を図るとともに、適用、保険料徴収、保険給付等の各事務については、厳に法令遵守を徹底し、適正に実施する。

なお、平成20年度においては、年金記録問題への対応を最優先として総力を傾注することとし、

- ① 厚生年金等の適用事務において、事業所調査は、必要性が高い調査対象を選定し、重点的・効率的に実施する、
- ② 国民年金保険料の保険料等収納事務において、民間委託（市場化テスト）の拡大、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、免除・猶予制度の利用促進、強制徴収等を進めることとしつつ、平成19年度の実施状況を踏まえた行動計画を策定する

など、業務にメリハリをつけながら、各般の課題に対応しつつ、各事務を遂行する。

社会保険制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティーネットとしての役割を担う重要な制度であり、国民の信頼に応えられるよう、職員一人一人が組織内における自らの責任と役割を明確に自覚しながら、全力を挙げて各般の課題、業務に取り組む。

Ⅱ. 実 施 計 画

【目標】は、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」の記述
(但し、8、9、10は、社会保険庁が定める独自の目標)

「数値目標」

- ・厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」に盛り込まれた数値目標を計上している。

「計画数値」

- ・社会保険庁が自ら定める努力目標として、計画の進捗管理を数値により行うために示すもの。平成20年度に実施する計画(予定)数値を計上している。

「見込数値」

- ・事業計画として、業務の規模をつかめるように示すもの。経済情勢等に左右され、保険者努力が反映されにくい数値について、平成20年度の見込数値を計上している。

1. 年金記録問題への対応

【目標】年金記録問題への対応については、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ）、「年金記録問題に関する今後の対応」（平成20年1月24日）等に基づき着実に実施する。

【計画】

（1）基礎年金番号への記録の統合関係

① すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）

ア 基礎年金番号に未統合のオンライン記録「5000万件」とすべての年金受給者及び被保険者の方々のオンライン記録とのコンピューター上での名寄せの結果、記録が結び付く可能性がある方に対して、平成19年12月から平成20年3月までを目途に加入履歴等を送付する。

イ また、平成20年度においては、名寄せの結果、お知らせの対象とならなかったすべての方々に対して、

・年金受給者の方については、平成20年4月から5月を目途

・被保険者の方については、平成20年6月から10月までを目途

に加入履歴等を送付する。

② 「5000万件」の記録の内容の解明

「5000万件」のうち、コンピューター上での名寄せだけでは特定できない記録については、具体的内容ごとに仕分けをし、その内容に応じた調査・照会等の対策を講じることにより、記録の統合を行っていく。

具体的な対策としては、

ア 死亡していると考えられる者の記録については、未支給年金について、公報等により該当者に申し出ていただく

イ 漢字カナ変換を使用した記録のうち、正しく変換されていないと考えられる記録については、年金手帳記号番号払出簿等を確認して記録を補正し、本人確認作業を行う

ウ 婚姻等により氏名を変更していると考えられる方の記録については、広報等により周知徹底し、旧姓での職歴を申し出ていただく

などの取組を行っていく。

③ 「1430万件」及び「36万件」への対応

マイクロフィルムで保管されている厚生年金の旧台帳の「1430万件」の記録及び船員保険の旧台帳の「36万件」の記録については、磁気ファイル化した上で、平成20年5月までを目途に年金受給者及び被保険者のコンピューターの記録と名寄せし、その結果、記録が結び付く可能性がある方にはその旨を通知する。

④ いわゆる無年金者の方への記録問題に関するお知らせ

年金の受給資格を満たしていない方、いわゆる無年金者の方については、市町村の協力を得て、平成20年度の介護保険料納入告知書の送付の機会を活用して、注意喚起と記録の確認を呼びかけるチラシを送付する。

⑤ 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ

社会保険庁から、厚生年金基金ごとに被保険者記録を提供し、全基金において記録の突き合わせを実施する。

⑥ 共済過去記録の基礎年金番号への統合

共済組合等において保有しているいわゆる共済過去記録を共済組合等から提供を受けて、平成20年度において、名寄せ・照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、平成21年度中を目途に厚生年金制度の一元化に向けて、基礎年金番号への統合を行う。

⑦ 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

ア 年3回、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出し、個別訪問等の徹底した調査を実施して、重複付番を解消する。

イ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、同一人調査（上記4項目の一致を確認）の徹底を図り、重複付番の発生を防止する。

(2) 相談関係

・「ねんきん特別便」送付に伴う年金相談体制の拡充

ア 平成19年度に引き続き、「ねんきん特別便専用ダイヤル」を設置し、基本的な質問に対して電話での即時対応を実施する。

イ 社会保険事務所及び年金相談センターの相談窓口を拡充するとともに、社会保険出張相談（巡回相談）については、社会保険労務士の協力を得ながら、全ての市町村を対象に計画的に実施する。

ウ 日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会からの協力を得て、企業等における年金に関する相談機能を充実する。

エ 社会保険事務所に来訪できない認知症の高齢者等について、市町村や関係団体等の協力を得て対応する。

(3) コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せ

「5000万件」の記録の解明・統合作業、「ねんきん特別便」によるすべての受給者及び被保険者の記録確認の状況の推移等を見据えつつ、実効性のある計画的・効率的な作業を進める観点から、平成20年度においては、以下の作業を行う。

ア 国民年金の特殊台帳等については、特例納付など複雑で特殊な記録であり、既にサンプル調査を終えていることから、平成20年度に突合せを実施する。

イ 国民年金の被保険者名簿の記録の突合せについては、システム開発等の実施のための準備作業を進める。

ウ 厚生年金の被保険者名簿の記録の突合せについては、サンプル調査結果の分析を行い、優先順位や効率的な実施方法の検討を行うと共に、システム開発の実施のための準備作業を進める。

エ 半年毎に進捗状況の公表を行う。

(4) その他

・年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

平成19年度に引き続き、対象となる方に対して、時効特例給付支払手続用紙（ターンアラウンド方式）を送付する。

2. 適用事務に関する事項

(1) 国民年金の適用の適正化

【目標】国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。

【計画】

① 20歳到達者の完全適用等

- ア 住民基本台帳ネットワークシステムから取得した20歳到達者の中から、基礎年金番号が付番されていない新規適用者を抽出し、基礎年金番号を付番するとともに、適用勧奨状を送付して届出手続の勧奨を実施する。
- イ 届出勧奨をしても加入手続を行わない新規適用者に対しては、職権により資格取得処理を行い、年金手帳を送付し、20歳到達者の完全適用を行う。
- ウ 平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」(以下「事業改善法」という。)の関係規定の施行(平成19年7月)を踏まえ、住民基本台帳ネットワークシステムに収録されていない在日外国人を把握するため、市町村に情報提供を求め、適用勧奨を実施する。
- エ 事業改善法の関係規定の施行(平成19年7月)を踏まえ、住民基本台帳ネットワークシステムから34歳及び44歳到達者の情報を取得し、未加入者を把握した上で適用勧奨等を行う。

② 転職者等の種別変更の届出励行

- ア 事業主説明会等における被保険者に係る種別変更等の届出等の促進に係る周知を行う。
- イ ハローワークとの連携により、失業者に対し、種別変更の手続きの周知を図る。
- ウ 国民年金委員の活用による届出等の広報を行う。
- エ 第2号被保険者情報及び被扶養配偶者情報による第1号・第3号被保険者への種別変更の届出勧奨並びに職権適用を含めた早期適用を実施する。
- オ 国民年金の被保険者資格喪失後に一定期間を経過しても厚生年金保険等への加入の届出がない者に対し、種別変更の手続に誤りがないか、確認を行う。

③ 市町村との連携

- ア 国民健康保険の保険者との連携による国民年金未手続者に対する届出勧奨等を実施する。
- イ 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国民年金と国民健康保険の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を強化するための具体的方策を検討する。
- ウ 市町村を経由して提出される国民年金関係の届書等について、市町村から磁気媒体により報告を受けられるようにするため、社会保険オンラインシステムの最適化と併せて、システム開発を検討する。

	20年度見込	18年度実績
見込数値		
・第1号被保険者数	21,018,000人	21,230,496人
・第1号資格取得者数	5,190,000人	5,328,917人
・第1号資格喪失者数	5,371,000人	5,999,645人

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。

〔数値目標〕 重点加入指導実施事業所数：前年度を上回る

【計画】

① 未適用事業所の適用促進

- ア 社会保険事務所・事務局毎に適用促進への取組目標や具体的なスケジュール等を定めた行動計画を策定し、適用の適正化に向けた確実な取組みを推進する。
- イ 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等を活用して民間委託による文書・電話及び訪問による加入勧奨を実施し、事業主からの自主的な届出を促すとともに、未適用事業所の的確な把握に努める。
- ウ 加入勧奨を実施しても自主的に届出を行わない事業所のうち、一定規模（10人）以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、呼出や訪問による重点的な加入指導を実施する。
- エ 重点的な加入指導を実施しても自主的に届出を行わない未適用事業所については、立入検査のうえ、職権適用を実施する。
- オ 適用促進対象事業所情報・事蹟管理システムを活用し、未適用事業所の効率的かつ的確な管理や加入指導事蹟の継続的な管理等を実施する。
- カ その他、船員保険については、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、未適用船舶所有者を把握する。また、漁船被保険者に係る失業（保険）部門の適用について実態調査を実施する。

② 適用事業所に対する指導及び事業所調査

- ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある卸売業、小売業、運輸業、飲食業、労働者派遣業、サービス業等の業種や短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。
- イ 平成20年4月の改正パートタイム労働法の施行を踏まえ、パート労働者等の適用の適正化については、喫緊の課題であることから、社会保険労務士等の民間委託の活用により、適用事業所におけるパート労働者等の適用促進のための巡回指導・説明を行う。
- ウ 適用事業所の事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失、又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう、事業所説明会や事業所調査において指導する。
- エ 医療費の適正化を図る観点からも、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。
- オ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所や、被保険者や関係機関からの情報等に基づき重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。
- カ 特に都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施する。

キ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めなど事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。

ク その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。

ケ 新規適用事業所の取消については、事務処理マニュアルを策定し、全国統一的に的確かつ適切な事務処理を徹底する。

コ 「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、特に適用関係6手続（資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届及び厚生年金保険住所変更届）について、磁気媒体届書作成プログラムを利用した電子申請により行われるよう、利用促進に係る取組を実施する。

※ 平成20年度の適用事業所に対する事業所調査の実施割合については、当面、年金記録問題への対応を踏まえ、定量的な数値目標の設定は行わないが、事業所調査は年金記録問題にも直結する重要な業務であり、

(ア) 年金記録確認第三者委員会への未適用事業所に関する情報提供のための調査、

(イ) 被保険者からの確認請求に基づく調査、

(ウ) 都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査、

(エ) 賞与支払届を提出しない事業主に対する調査、
について確実に実施する。

③ 後期高齢者医療制度への被保険者等の円滑な移行

ア 平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設され、政府管掌健康保険の被保険者及び被扶養者で、75歳以上の者と、65歳から74歳の者であって広域連合において一定程度の障害の状態である旨の認定された者については、後期高齢者医療制度の被保険者となることから、事業主に対し該当者の被保険者喪失届又は被扶養者（異動）届の適切な届出を行うよう指導する。

イ 新制度への円滑な移行が可能となるよう、ターンアラウンド方式により事業主あて、該当者の被保険者喪失届又は被扶養者（異動）届の送付を実施する。

④ 厚生年金特例法施行への対応

ア 厚生年金保険料を給与から天引きされていたにもかかわらず、勤務先の事業主からの届出や保険料の納付が無かったため年金記録に反映されていない期間がある事案について、その期間に係る年金記録確認第三者委員会のあっせんがあった場合は、法令に従い、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨を実施する。

イ 事業主等が保険料の任意納付の申し出をしない場合、又は納期限までに保険料を納付しない場合は、法令に従い事業主名又は元役員の氏名を公表する。

		20年度計画	18年度実績	
計画数値	・訪問勧奨実施事業所数 厚生年金保険・政府管掌健康保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	28,961所	
	・重点加入指導実施事業所数 厚生年金保険・政府管掌健康保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	6,786所	
	・事業所調査効果件数 [資格得喪関係]	厚生年金保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	48,440件
		政府管掌健康保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	40,212件
	[標準報酬月額関係]	厚生年金保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	71,053件
		政府管掌健康保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	69,562件
見込数値	・新規適用事業所数	20年度見込	18年度実績	
		厚生年金保険	101,000所	80,059所
		政府管掌健康保険	99,000所	78,973所
	船員保険	140所	194所	
	・全被保険者資格喪失事業所数	厚生年金保険	38,000所	41,634所
		政府管掌健康保険	38,000所	40,790所
		船員保険	200所	205所
	・適用事業所数	厚生年金保険	1,714,000所	1,681,355所
		政府管掌健康保険	1,581,000所	1,548,534所
		船員保険	6,100所	6,237所
	・賞与支払事業所数(年度延数)	厚生年金保険	1,878,000所	1,917,570所
		政府管掌健康保険	1,583,000所	1,627,092所

船員保險	4,000所	4,131所
・資格取得被保險者数		
厚生年金保險	8,156,000人	7,254,341人
政府管掌健康保險	5,367,000人	4,930,497人
船員保險	25,000人	25,735人
・資格喪失被保險者数		
厚生年金保險	6,854,000人	6,448,290人
政府管掌健康保險	4,716,000人	4,555,635人
船員保險	26,000人	26,848人
・被保險者数		
厚生年金保險	34,885,000人	33,794,056人
政府管掌健康保險	19,910,000人	19,501,172人
船員保險	61,000人	63,499人
・被扶養者数		
政府管掌健康保險	16,195,000人	16,437,136人
船員保險	88,000人	97,657人